

阿賀野市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月11日

阿賀野市長 加藤 博幸

阿賀野市規則第44号

阿賀野市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の育児休業等に関する規則（平成16年阿賀野市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第12条の2中「で1年間」を「のうち、1年間」に改め、「であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を削る。

第13条の見出し中「請求」の次に「、第2項申出及び第3項変更の」を加え、同条第1項中「は、部分休業承認請求書（第4号様式）により、必要な期間についてあらかじめ包括的に」を「、育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）は、部分休業簿（第4号様式）により」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ育児休業条例第21条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第4号様式を次のように改める。

部分休業簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通)
	月 日		①1日につき2時間を超えない範囲 ②1年につき条例で定める時間(10日相当)を超えない範囲内

3 変更(第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	決裁
	月 日				

3 変更(第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	決裁
	月 日				

4 備考	
------	--

注1 「変更後の内容」欄は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出内容を変更しなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、年度途中に変更することができる。

2 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明欄、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等(又はその写し))を添付すること。

3 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。

4 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第 1 号部分休業の場合

(第 2 面)

____ 年度

整理 番号	部分休業の承認を請求する期間			請求月日	請求者 の確認	承認の 可否	所属課長の 確認	備考
	月 日	毎日／ 曜日等	時間					
1	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
2	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
3	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
4	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
5	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
6	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
7	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
8	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
9	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
10	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
11	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
12	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
13	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
14	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
15	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
16	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				
17	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日				

第1号部分休業の承認の取消の場合

(第3面)

年度

整理 番号	部分休業の承認の取消の期間		請求者 の確認	所属課長 の確認	備考
	月 日	時間			
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
11	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
12	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
13	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
14	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
15	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
16	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			
17	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで			

年度

整理 番号	部分休業の承認を請求する期間		請求時間数	残時間数	請求月日	請求者 の確認	承認の 可否	所属課長 の確認	備考
	月 日	時間							
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
11	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
12	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
13	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
14	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
15	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
16	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				
17	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。